

# 第 57 回 税理士試験講評〔合格ライン〕

## 1 合格ライン

### 簿記論

第一問	12点～14点
第二問	10点～12点
第三問	26点～30点
合計	48点～56点

### 財務諸表論

第一問	理論	16点～18点
第二問	理論	13点～15点
第三問	計算	33点～35点
合計		62点～68点

### 所得税法

第一問	問1	20点
	問2	15点
第二問		25点
合計		60点

### 法人税法

第一問		30点～32点
第二問		30点～32点
合計		60点～64点

### 相続税法

第一問	問1	17点～20点
	問2	13点～15点
第二問		25点～30点
合計		55点～65点

### 消費税法

第一問	問1	18点～21点
	問2	15点～17点
第二問		32点～36点
合計		70点～72点

## 2 講評

### 簿記論

〔第一問〕前T/Bから損益勘定・残高勘定の空欄の金額を埋めるという順進問題であった。ボリューム・難易度ともに標準レベルであるが、個々の処理を慎重に行わないと、思わぬミスをする可能性もある。

〔第二問〕本支店会計の総合問題であるが、問1から問5に分かれており、最近の本試験では見かけない出題形式であった。決して難しい内容の問題ではないが、出題形式を考えると、必ずしも点数が取りやすい問題であるとは言えないものと思われる。

〔第三問〕本試験の第三問としてはボリュームが少なめであり、難易度も例年よりは低めの問題であった。簡単に解答できる箇所が比較的多いので、30点以上取ることも可能な問題である。

財務諸表論	<p>【理論】理論、計算共に記述する分量は少なく、答案練習の問題よりはボリューム感が少なかったようである。しかし理論問題はスペースが少ないが故にポイントを外さない解答を作成しなければならず、キーワードが重要となる。</p> <p>【計算】各出題項目で、講義、答練期で触れていない項目はあまりなく、答練期での実力がでる問題であった。いずれにしろこのようなレベルの出題の場合は合格ラインが高くなることもあり、小さなミスが致命傷となる場合がある。</p>
所得税法	<p>【理論】2問とも、簡単な事例形式による出題であったが、題意の読み取りは容易であり、求められる解答内容は個別理論としてマークしていた受験生も多かったと考えられる。従って、単なる規定のベタ書きでは高得点は望めない。自分で条件設定をした上で、設問に沿った解答構成の組立てがポイントであろう。</p> <p>【計算】所得税の基本的知識をできるだけ広範囲に検証することを意図した問題文の正確な読取りと計算スピードが要請されるボリュームのある問題であった。</p>
法人税法	<p>【理論】問1から問4までの設問形式による出題であり、答案用紙の形式も設問ごとに与えられるなど昨年度の本試験を踏襲する形式でした。また、答案用紙に【解答例】を示した上で、解答の内容を限定する記述があったことなど新たな試みもなされています。得点不能な論点に時間を掛け過ぎず、要領よく解答をまとめた方が、計算と併せ高得点となる可能性が高いと思われます。</p> <p>【計算】決算調整型による出題となりましたが、計算の論点自体が少なく、計算過程・検討過程を重視する出題となっています。解答できる箇所とできない箇所がある程度ははっきりしており、受験生全体としても、差がつき辛いことが予想されます。よって、必ず得点しなければならぬ論点（同族会社等の判定、減価償却費、租税公課、留保金課税のコメント等）での失点は極力避けなければならず、その他の論点についても自身の判断なり計算過程をしっかりと解答していることが求められると思われます。</p>
相続税法	<p>【理論】問1は、ある程度の項目数が挙げられていれば得点は可能であるが、読解に時間を費やした割には解答をうまくまとめることができなかつた受験生が多く、得点数の差はつきずらい。問2は、内容は簡素であるが、解答欄の指示があるため、コンパクトにまとめる解答が要求される。</p> <p>【計算】評価財産数が少ないものの、細かい引っかけに惑わされる問題であり、上場株式とゴルフ会員権以外は正解することが難しい。特定事業用資産の減額の贈与資産の適用については適用計算の考え方が合っていれば得点の可能性があると思われる。</p>
消費税法	<p>【理論】問1は「仕入対価の返還等」の個別理論。問2は「金銭債権の承継」について取引を想定し、新旧債権者の消費税の取扱いをまとめる応用理論であった。いずれも理論を覚えていれば解答できる内容であるため、問1、問2ともバランスよく解答しなければならない。</p> <p>【計算】新設分割を絡めた総合問題だが、実務色の濃い内容であったため、問題量に比し意外に解答に時間がかかったのではないだろうか。納税義務の判定を迷わずに行い、変動の調整・転用の調整は不要であることを見抜き、知らない内容はある程度割切って時間をかけすぎずに解答をする必要があった。</p>

ダイエックス税理士講座

平成19年8月11日現在